

# むつ市国土強靱化地域計画

～孤立化を防ぎ犠牲者ゼロを目指す～

平成27年12月

青森県むつ市



# 目 次

はじめに	1
第 1 章 国土強靱化地域計画と防災関連計画との関係	2
1 国土強靱化地域計画とは	2
2 防災関連計画との関係	2
第 2 章 本市の地域特性とリスクシナリオの設定	3
1 本市の地域特性	3
(1) 地形的特性	3
(2) 社会環境的特性	3
(3) 産業構造的特性	3
2 リスクシナリオの設定	4
(1) 地震・津波被害	4
(2) 暴風雪・大雪被害	4
(3) 想定リスクの発生により想定される被害	5
第 3 章 地域を強靱化する上での方針等の明確化、施策分野の検証	6
1 基本方針を設定する上での考え方（視点）	6
2 起こってはならない事態	6
3 事前に備えるべき目標	7
4 基本方針	7
5 計画期間	7
6 施策分野の検証	7
7 優先施策分野	10
第 4 章 優先施策分野ごとの脆弱性評価と施策の推進方針	11
1 主要幹線道路ネットワークの健全化「交通・物流」分野	11
2 防災公共の推進（避難所の機能確保）	17
3 新体育館、むつ総合病院耐震化構想	19
4 リスクコミュニケーション	23
第 5 章 今後のスケジュール管理と課題整理（PDCA サイクル）	26
1 計画公表後の進捗管理体制（PDCA サイクル）及び公表時期	26
2 地域防災に係る今後の情報提供	26
3 計画の見直し	26
4 既存計画や今後策定が見込まれている新計画との調整	26

## はじめに

平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

国は、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」とともに、「国土強靱化アクションプラン」を策定し、プログラムの進捗を府省庁横断的に管理しつつ、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めることとしています。

国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組むことが不可欠であり、国の基本計画の策定に引き続き、地方公共団体においても、すみやかに国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要です。

本市においては、東日本大震災の影響による燃料等の物資供給の停止や平成 24 年 2 月 1 日から 2 日にかけて発生した暴風雪による約 20 時間にも及ぶ国道 279 号の全面通行止めによる交通障害など、これまで、地震、豪雪などの自然災害による被害を受けてきたことから、大規模自然災害に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっています。

このようなことから、本市においても、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、むつ市国土強靱化地域計画を策定するものです。

なお、本市の強靱化を推進するにあたっては、青森県との連携が必要不可欠であることから、青森県の協力を得た計画づくりを進めます。

# 第1章 国土強靱化地域計画と防災関連計画との関係

## 1 国土強靱化地域計画とは

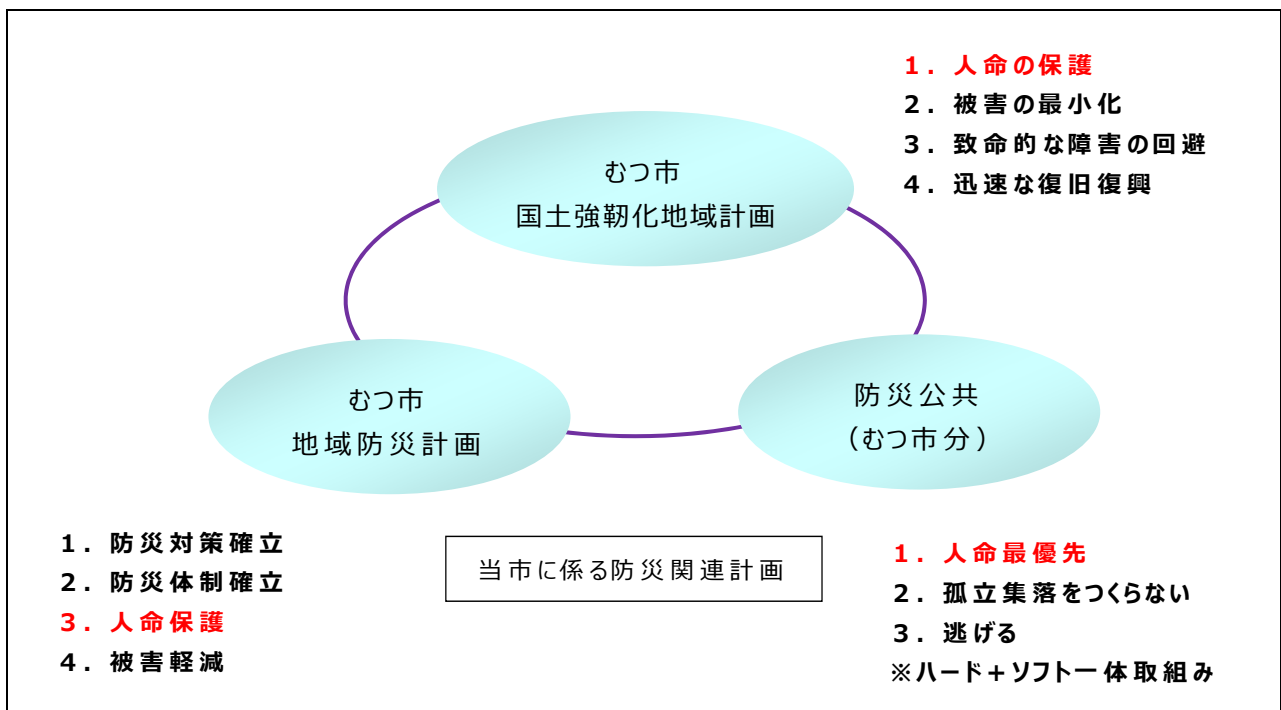
国土強靱化地域計画とは、あらゆるリスク（災害等）を見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪の事態に陥る事が避けられるような行政や地域社会、地域経済のあり方を探るもので、その結果として具体的な施策や方向性等を各自治体が「国土強靱化地域計画」として定めるものです。

## 2 防災関連計画との関係

本市に係る防災関連計画には、住民の生命及び財産を守り、被害を軽減することなどを目的とした災害対策基本法の規定に基づき策定した「むつ市地域防災計画」、そして、人命最優先に孤立集落をつくらないという視点と逃げるという発想を重視し、ハードとソフト一体となった防災対策に取り組む目的で青森県が策定した「防災公共推進計画」があります。

いずれの計画も、人命保護を最優先課題としているものの、違いや関連性について分かりづらいという市民目線での疑問が生じています。

本計画では、この2つの防災関連計画に求められている「分りやすさ」、「実行性が見える工夫」に配慮し、「スピード感」と「実行力（実現可能性）」要素を備えた内容で策定します。



## 第 2 章 本市の地域特性とリスクシナリオの設定

むつ市国土強靱化地域計画の策定に当たっては、本市が有する半島地域としての地形的特性、社会環境的特性、産業構造的な特性を踏まえて、リスクシナリオを設定し、災害が本市にもたらすダメージを浮き彫りにすることで、優先的に取り組む施策を明確にし、本市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することが必要です。

以下に本市が有する地域特性及びリスクシナリオについて示します。

### 1 本市の地域特性

#### (1) 地形的特性

本市は青森県の最北部、本州最北端の下北半島中心部に位置し、南北約 35km、東西約 55km にわたり、南から西にかけては陸奥湾及び平舘海峡、北は津軽海峡と三方海に囲まれた地形となっています。

本市に向かう幹線道路網は、市域を縦走する国道 279 号と東西に横断する国道 338 号を主軸としていることから、本市の産業活動は、国道 2 路線に大きく依存しています。さらに、国道 2 路線ともに単路線であるため代替機能を有していません。このため、生活道路として物資の供給ルートである国道 2 路線が機能不全に陥ることを防ぐための対策を講じる必要があります。

#### (2) 社会環境的特性

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、平成 22 年の国勢調査時 60,744 人からも減少が進み平成 52 年には約 41,000 人規模になると推計されています。

また、65 歳以上の人口については、平成 22 年の国勢調査時 15,414 人から平成 52 年には 2,116 人増加の 17,530 人となり、老年人口の割合が平成 52 年に 42.1%を占めるとされています。

このため、人口減少及び高齢化社会を見据えた取組みが必要となっています。

#### (3) 産業構造的な特性

本市における産業別人口の割合は、平成 22 年の国勢調査において第 1 次産業 5.5%、第 2 次産業 21.1%、第 3 次産業 71.5%と第 3 次産業就業者が大半を占めていることが分かります。これは青森県の第 3 次産業就業者の平均値（64.6%）を上回っており、本市の産業構造は第 3 次産業が基幹産業であることを示しています。

このことから、本市においては第 3 次産業分野を中心に、災害に対する「十分な備え」と「回復力」を身につけておくことが重要です。

## 2 リスクシナリオの設定

本計画では、「想定外」を想定するため、東日本大震災や過去に青森県周辺で発生した大地震、暴風雪の特徴などをもとに、むつ市において想定されている最大規模の地震・津波、そして暴風雪による大規模自然災害を想定するリスクとして以下のとおり設定しました。

### (1) 地震・津波被害

本市に影響する地震のほとんどは、太平洋側海溝型の地震とされ、昭和 43 年の十勝沖地震、平成 6 年の三陸はるか沖地震、そして平成 23 年の東日本大震災が過去の地震災害の代表的なものとされ、津波については、太平洋側海溝型地震に伴って襲来するものがほとんどであるとされています。

青森県が実施した「青森県地震・津波被害想定調査」では、過去に青森県周辺で発生した大地震及び東日本大震災の特徴をもとに、現在の知見で考え得る最大規模の地震・津波について想定しており、具体的には太平洋側で発生する「太平洋側海溝型地震（マグニチュード 9.0）」、陸奥湾内で発生する「内陸直下型地震（マグニチュード 6.7）」の 2 ケースが想定する最大規模の地震・津波としている。

本計画では、本市に被害をもたらすであろう、この 2 ケースによる地震と地震に伴う津波を「地震・津波被害」における想定リスクとして設定します。

### (2) 暴風雪・大雪被害

平成 24 年 2 月に発生した暴風雪による、国道 279 号約 39km（むつ市大曲～野辺地町有戸間）の全面通行止めは 19 時間半にわたり続き、約 400 台の車両が立ち往生する大規模な交通障害をもたらしました。

青森県では、国道 279 号の冬期安全対策に取り組むため、むつ市～野辺地間の降雪量・吹雪量を予測する「国道 279 号冬期交通障害予測システム」の運用を平成 24 年 12 月から開始し、視程障害の発生レベルを「注意レベル」、「警戒レベル」の 2 段階に設定することで、早期の監視体制や除雪体制の早期対応を図る体制を構築している。

国道 279 号のむつ、近川、横浜、野辺地の 4 地点における過去 30 年間の気象庁のデータから、「警戒レベル」の超過は 6 回であったことがわかっている。これにより、「警戒レベル」に達する大雪や吹雪が 5 年に 1 回程度発生することが見込ま

れることになる。

このことから、本計画では、国道 279 号が全面通行止めとなる暴風雪を「暴風雪・大雪被害」における想定リスクとして設定します。

### **(3) 想定リスクの発生により想定される被害**

被害想定については、「太平洋側海溝型地震（マグニチュード 9.0）」による「地震・津波」被害が当市における被害が最大になると「青森県地震・津波被害想定調査」において想定されています。

このことから、当市においては、「太平洋側海溝型地震（マグニチュード 9.0）」が発生した場合に想定される、最大で 1 万人規模の避難者に備えるものとします。



### 第3章 地域を強靱化する上での方針等の明確化、施策分野の検証

本市の強靱化を推進する上での方針を定めるにあたっては、国の基本計画における基本目標を参考としながら、第2章で整理した本市の地域特性とリスクシナリオを踏まえた考え方（視点）から、「起こってはならない事態」とは何かを検討し、「事前に備えるべき目標」を踏まえて、本計画における「基本方針」を設定し、施策分野の検証を行いました。

#### 1 基本方針を設定する上での考え方（視点）

①考え方1：自然災害の発生は回避することはできない。

②考え方2：何らかの被害は想定しなければならない。

※被害想定最大規模として「太平洋側海溝型地震（マグニチュード9.0）」で被害想定されている、最1万人規模の避難者

③考え方3：ソフト対策や事前の「備え」により、可能な限り「減災」を図ることや最小限の被害にとどめなければならない（これは、迅速な復旧・復興につながります）。

④考え方4：「犠牲者ゼロ」を目指すためには、救援・救助体制の確立や被害の拡大を最小限に食い止めることが重要。

#### 2 起こってはならない事態

「災害発生後の迅速な救援・救助体制が阻害されてはいけない」という視点から以下の4つの「起こってはならない事態」を設定します。

##### 起こってはならない事態

- ①自衛隊、警察、消防、医療機関等の救助・救急活動の遅延及び陸路での避難不能による死傷者の発生
- ②食料・飲料水など、地域住民の生命に関わる物資供給の停止
- ③半島部へのエネルギー供給（陸路での燃料の配送等）の停止による地域住民の生活機能停止、経済活動停滞
- ④隣接自治体との援助体制の寸断

### 3 事前に備えるべき目標

災害、被害の発生形態は多種多様です。しかしながら、4つの「起こってはならない事態」が同時に全て発生する、あるいは想定被害が更に拡大する唯一のケースとして考えられることは、「陸路が完全に遮断され、むつ市（半島地域）が孤立化した場合」です。このことから、「事前に備えるべき目標」を次のとおりとします。

#### 事前に備えるべき目標

陸路が完全に遮断され、むつ市（半島地域）が孤立化する事態を回避する。

### 4 基本方針

以上の1～3を踏まえ本計画の基本方針を次のとおりとします。

#### 基本方針（ハード及びソフト対策のベストミックス）

- ①いかなる場合でも「むつ市の孤立化」を回避すること
- ②人命保護を最優先に、「逃げる」という発想を重視すること
- ③個々が「備える」ことによる「回復力」を身につけること
- ④災害による犠牲者を無くす「犠牲者ゼロ」社会を全市民あげて目指すこと

### 5 計画期間

本計画が対象とする期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

### 6 施策分野の検証

本計画では、施策分野を設定するにあたり、前提条件を定め、本市と青森県による合同ワーキンググループによる検証を「人命を守ることを最大の価値」と捉えた市民目線での防災トリアージの視点に立ち行った。

検証では、「市民満足度調査(平成26年度実施)」の分析結果から要望の高

い分野に視点を置き、本計画を2つの防災関連計画との一体型計画とすることで、市民目線で分かりやすい計画とし、着実な推進を図るため、優先順位の高い4分野を本計画における施策分野とします。

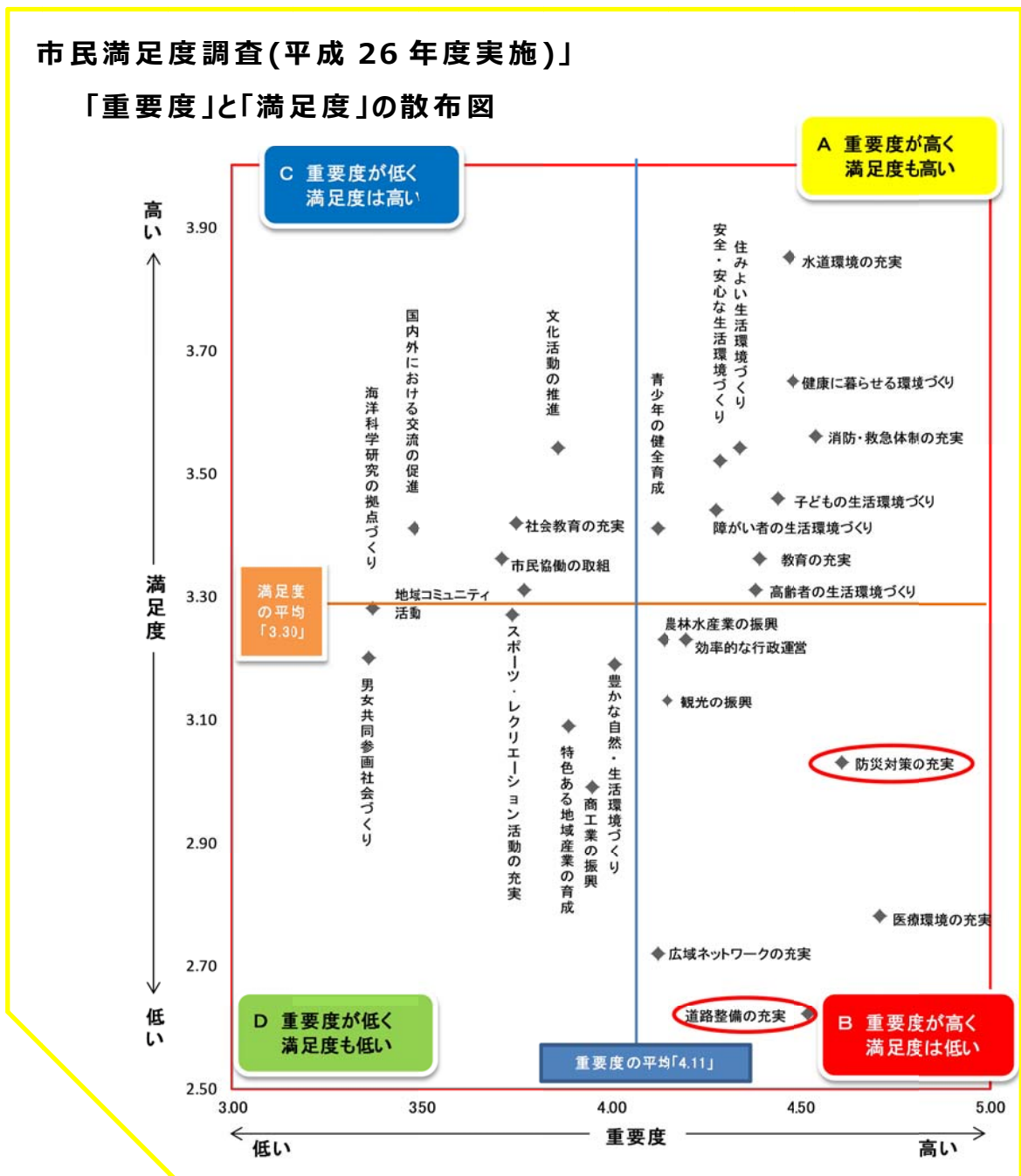
#### ◆ 施策分野の検証における前提条件

- (1) ハード整備には一定の時間が必要
- (2) しかし、明日にでも襲ってくるかもしれない災害から市民の命を守らなければならない・・・ソフト対策の再検証も必須
- (3) 「青森県地震・津波被害想定検討委員会」の提言より
  - ① 太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震における人的被害の多くは津波に起因している
  - ② 内陸直下型地震では、建物倒壊を起因とする被害が大きい
  - ③ 建物の耐震化や早期避難が可能になれば、約8割～9割以上の減災効果が可能となる
- (4) やらなければならない施策・事業は多分野、多事業  
→どれを優先すべきか？どれも大事！しかし、全てに同時に着手することは極めて困難
- (5) 防災関連計画の「分かりやすさ」、「実行性が見える工夫」が求められている
- (6) 従来 of 防災関連計画に「スピード感」や「実行力（実現可能性）」要素が加わらなければ市民の理解は得られない

## ◆市民満足度調査(平成 26 年度実施)分析結果

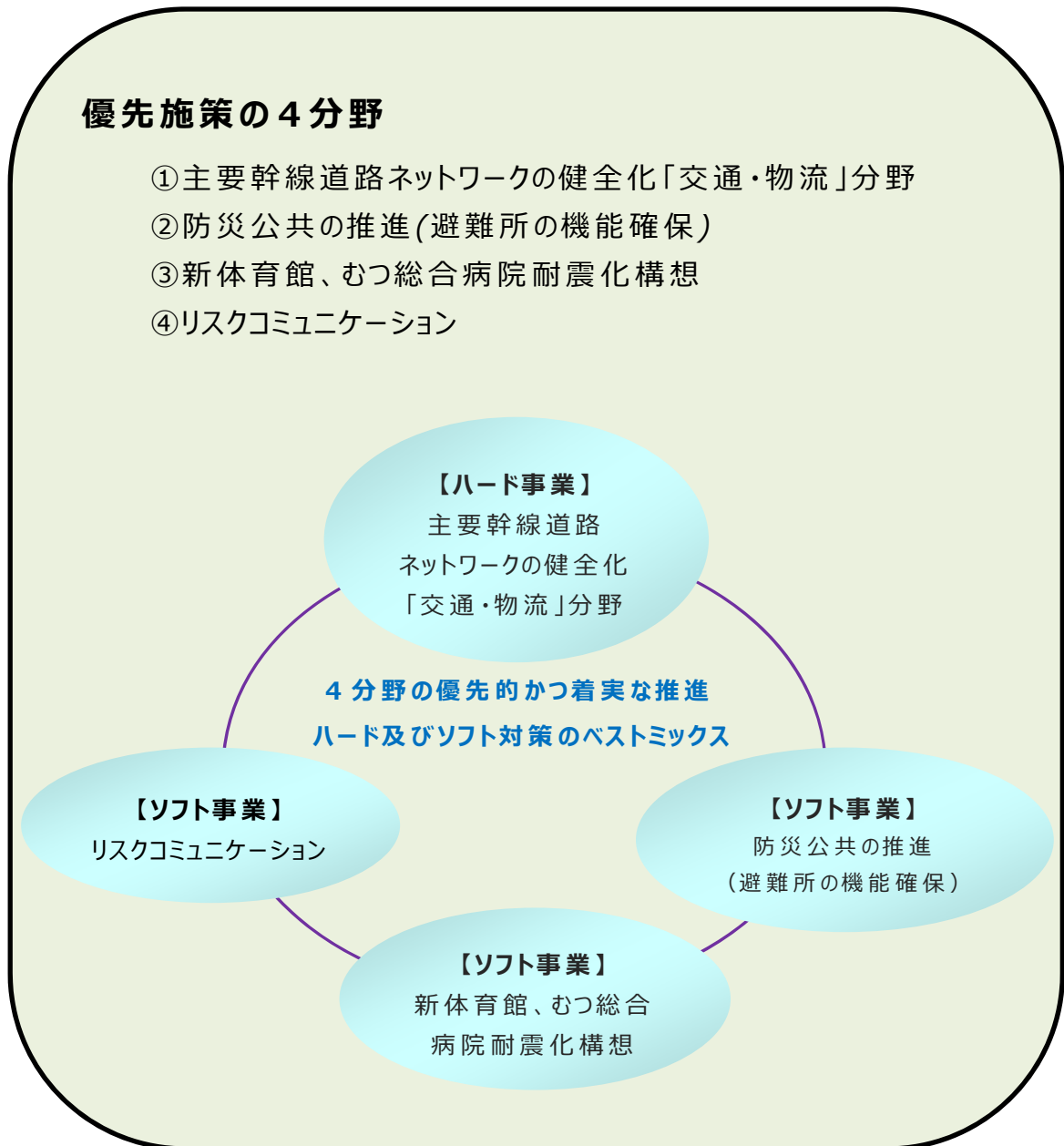
下図「重要度」と「満足度」の散布図から、「道路整備の充実」及び「防災対策の充実」とも重要度が高い一方で満足度が低いという結果であった。なお、「道路整備の充実」については前回(平成 25 年度実施)の調査でも満足度は最下位であった。

また、「道路整備の充実」及び「防災対策の充実」の両項目において、避難経路の確保等を訴える声が多かった。



## 7 優先施策分野

抽出した優先順位の高い4分野については、基本方針を踏まえハード事業とソフト対策のベストミックスによる優先的かつ着実な事業の推進を図ります。



## 第4章 優先施策分野ごとの脆弱性評価と施策の推進方針

本章では、強靱化を図るための優先施策分野の各分野ごとに現状の脆弱性を総合的に分析・評価し施策の推進方針や計画期間内における目標(値)を定めます。

### 1 主要幹線道路ネットワークの健全化「交通・物流」分野

#### (1) 主要幹線道路ネットワークの健全化【青森県事業】

##### 【脆弱性評価】

##### 《路線選定(対象事業)の考え方》

- ・ 基本方針である「むつ市の孤立化」を回避するため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の整備促進を図り陸路遮断という事態を回避する必要があります。
- ・ 「緊急輸送道路」である国道 279 号、国道 338 号を機能不全にさせないため、バイパス事業による代替性の確保を図るとともに、国道 2 路線を補完する「緊急輸送道路」についても機能不全とならないよう、現道の拡幅事業や、通年通行対策事業の実施による通行機能の強化を図る必要があります。
- ・ 緊急輸送道路上にある橋梁(橋長 15m 以上)が機能不全とならないよう、耐震補強と修繕事業による河川部での市内分断の回避を図る必要があります。

##### 《対象路線の設定》

- 第 1 次緊急輸送道路
  - ① 地域高規格道路「下北半島縦貫道路」
  - ② 国道 279 号
  - ③ 国道 338 号の一部
  - ④ 赤川下北停車場線
  - ⑤ 海老川新町線の一部
  - ⑥ 下北停車場線
- 第 2 次緊急輸送道路
  - ① 国道 338 号の一部
  - ② むつ尻屋崎線

- ③川内佐井線
- ④長後川内線
- ⑤薬研佐井線
- ⑥むつ恐山公園大畑線の一部

対象路線：第 1 次緊急輸送道路・・・6 路線  
 第 2 次緊急輸送道路・・・6 路線 計 12 路線

**《対象事業》**

- 地域高規格道路「下北半島縦貫道路」
- 国道 279 号二枚橋バイパス
- 国道 338 号大湊Ⅱ期バイパス
- 一般県道薬研佐井線 1.5 車線整備
- 主要地方道川内佐井線通年通行対策
- 主要地方道むつ恐山公園大畑線現道拡幅（葉色沢工区）
- 第 1 次緊急輸送道路橋梁対策（国道 279 号むつ大橋ほか 23 橋）
- 第 2 次緊急輸送道路橋梁対策（国道 338 号川内橋ほか 38 橋）

対象事業：6 事業、63 橋梁対策

**《重要業績指標》（H27 年度当初）**

- 地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 29%
- バイパス等整備率 4%
- 橋梁の定期点検完了率 100%
- 橋梁の長寿命化修繕完了率 41%
- 橋梁の耐震補強完了率 71%

**《脆弱性評価結果》**

○地域高規格道路「下北半島縦貫道路」及びバイパス等の整備率は、維持更新費用の増加による建設投資の減少や、用地問題の難航・長期化などにより、計画期間内でそれぞれ約 4 割及び約 6 割にとどまる見込であり、事業進捗に遅れが生じています。弱点を克服した事業のスピード化とともに、将来にわたって成長できる環境づくりと一体となった新たな公共事業の展開を図っていく必要があります。

- 橋梁における定期点検の実施や長寿命化修繕、そして耐震補強の橋梁対策については、計画期間内に概ね完了する見込となっています。

### 【施策の推進方針】

- 事業の進捗が遅れている地域高規格道路「下北半島縦貫道路」、及びバイパス等については、主な要因となっている用地問題の長期化等を防ぐため、県・市共同による用地事務の効率化とスピード化を図ります。
- 将来にわたって成長できる環境づくりと一体となった新たな公共事業の展開を図るため、「事業先行型」から脱却し、「地域戦略先行型公共事業」への転換を図ります。

### 【重要業績指標（目標値）】

- 地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 29%(H27)→42% [H32]
- バイパス等整備率 4%(H27)→55% [H32]
- 橋梁の定期点検完了率 100%(H27)→100% [H32]
- 橋梁の長寿命化修繕完了率 41%(H27)→98% [H32]
- 橋梁の耐震補強完了率 71%(H27)→94% [H32]



## (2) 主要幹線道路を補完する道路の健全化【むつ市事業】

### 【脆弱性評価】

#### 《路線選定(対象事業)の考え方》

- ・ 災害時には、人口の8割が集中するむつ地区において「緊急輸送道路」である国道279号と国道338号や防災拠点となる「市役所本庁舎」及び地域災害拠点病院である「むつ総合病院」へのアクセス機能の強化を図る必要があります。

また、災害発生時に懸念される火災に際しては、道路幅を十分確保することで、企業集積地及び住宅密集地における延焼を防ぐとともに、河川部での市内分断の回避を図る必要があります。

#### 《対象路線の設定》

- 都市計画道路「横迎町中央2号線」
- 都市計画道路「金曲金谷線」
- 金谷・緑町線（大瀬橋）
- 新町大橋線（大橋）

対象路線：4路線

#### 《対象事業》

- 都市計画道路「横迎町中央2号線」整備事業
- 都市計画道路「金曲金谷線」整備事業
- 大瀬橋補修事業
- 大橋補修事業

対象事業：2事業、2橋梁対策

#### 《重要業績指標》（H28年度当初）

- 都市計画道路整備率
  - ・横迎町中央2号線 18%
  - ・金曲金谷線 未着手
- 橋梁の定期点検完了率
  - ・大瀬橋、大橋 100%
- 橋梁の長寿命化修繕完了率
  - ・大瀬橋 100%
  - ・大橋 未着手

○橋梁の耐震補強完了率

- ・大瀬橋 未着手
- ・大橋 未着手

※ 都市計画道路整備率については、未整備区間における割合となります。

**《脆弱性評価結果》**

○「緊急輸送道路」である国道 279 号、国道 338 号や防災拠点となる「市役所本庁舎」及び地域災害拠点病院である「むつ総合病院」へのアクセス機能を有する都市計画道路「横迎町中央 2 号線」及び「金曲金谷線」については、「横迎町中央 2 号線」は計画期間内で概ね完了できる見込ですが、「金曲金谷線」は、H31 年度の事業着手を予定しており、事業の長期化が見込まれます。このため、早期事業着手に向けた取組みが必要です。早期の事業着手を図るため、弱点を克服した事業のスピード化とともに、将来にわたって成長できる環境づくりと一体となった新たな公共事業の展開を図っていく必要があります。

○橋梁における定期点検は完了済で、長寿命化修繕も計画期間内に概ね完了できる見込となっています。耐震補強については、大橋は計画期間内に概ね完了できる見込ですが、大瀬橋は耐震補強工事の実施による交通車両の分散による新たな交通渋滞箇所の発生を回避するため、都市計画道路「金曲金谷線」の事業完了後の事業着手を予定しており、事業着手の遅れが見込まれています。このため、都市計画道路「金曲金谷線」の事業の早期完了を目指す必要があります。

**【施策の推進方針】**

○事業の長期化が見込まれている都市計画道路「金曲金谷線」については、早期の事業着手を図るため、歳出の選択と集中による安定的な財政基盤の確立に取組み、事業のスピードアップ化を図ります。

○将来にわたって成長できる環境づくりと一体となった新たな公共事業の展開を図るため、「事業先行型」から脱却し、「地域戦略先行型公共事業」への転換を図ります。

**【重要業績指標（目標値）】**

○都市計画道路整備率

- ・横迎町中央 2 号線 18%(H28)→100% [H32]
- ・金曲金谷線 未着手(H28)→1% [H32]

○橋梁の定期点検完了率

- ・大瀬橋、大橋 100%(H28)→100% [H32]

○橋梁の長寿命化修繕完了率

- ・大瀬橋 100%(H28)→100% [H32]
- ・大橋 未着手(H28)→100% [H32]

○橋梁の耐震補強完了率

- ・大瀬橋 未着手(H28)→着手 [H46]
- ・大橋 未着手(H28)→100% [H32]

※ 都市計画道路整備率については、未整備区間における割合となります。

## 2 防災公共の推進（避難所の機能確保）

### 防災公共で定める避難所の機能確保

#### 【脆弱性評価】

#### 《最適な避難所の確保（脆弱性評価の視点）》

- ・ 人命を守るためには、災害時に一人ひとりが置かれている状況に即して、避難の時期や避難の方法、避難する場所といった最適な避難行動を実現させることが重要であり、犠牲者ゼロ社会を目指すため防災公共で定める避難所（※）の機能を確保する必要があります。

（※）：防災公共とは、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落を作らない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組です。

#### 《対象とする避難所》

○防災公共推進計画で定めている避難所（※）55箇所。

※ 孤立する恐れのある集落を対象とした、全ての自然災害に対応した避難所

#### 《重要業績指標》(H27年度当初)

- 備蓄食料・飲料水の充足率 25%
- 救急セットの充足率 80%
- 発電機の充足率 65.4%
- 毛布の充足率 35.2%
- 簡易トイレの充足率 100%
- 投光器の充足率 88.6%
- ストーブの充足率 60.4%

#### 《脆弱性評価結果》

○各避難所における、食料や飲料水などの充足率は、簡易トイレを除き、想定リスクの発生により想定される1万人規模の避難者に対応出来る備蓄体制を構築できていない状況にあります。このため、「自助」、「共助」、「公助」のベストミックスにより最大で1万人規模の避難者に対応できる備蓄体制を構築する必要があります。

### 【施策の推進方針】

- 広報や防災メール等に加え、市と地域の行政連絡員等が連携して、各家庭における最低3日分の備蓄や町内会などの地域での備蓄や職場での備蓄を啓発し、備蓄体制の構築を図ります。
- 行政機関の備蓄については、市や県での備蓄の他に、民間事業者との災害時応援協定の締結を進め、備蓄体制の構築を図ります。

### 【重要業績指標（目標値）】

- 備蓄食料・飲料水の充足率 25%(H27)→100% [H32]
- 救急セットの充足率 80%(H27)→100% [H32]
- 発電機の充足率 65.4%(H27)→100% [H32]
- 毛布の充足率 35.2%(H27)→100% [H32]
- 簡易トイレの充足率 100%(H27)→100% [H32]
- 投光器の充足率 88.6%(H27)→100% [H32]
- ストーブの充足率 60.4%(H27)→100% [H32]

### 3 新体育館、むつ総合病院耐震化構想

#### (1) 救援物資集積所及び救護所の機能確保

##### 【脆弱性評価】

##### 《機能確保の考え方（脆弱性評価の視点）》

- ・ 被災者が避難所に一定期間滞在することになった場合など、指定避難所（前述 55 箇所）を継続して正常に機能させるためには救援物資等が正常に物流することが不可欠です。このことから、「救援物資等の備蓄、負傷者の受け入れ、避難所に必要なスペース有無の確認」、「救援物資の集積所は耐津波性能及び耐震性能を有する施設であること」等の視点で、救援物資供給体制の再検証を行います。

また、二次集積所は、災害時の指揮機能集中拠点としての機能を有する施設であることも必要となります。

##### 《対象とする施設》

地域防災計画で定めている施設。

##### ○救援物資集積所

- ①むつ市民体育館（平成 27 年 6 月用途廃止）
- ②中央公民館 アリナ・講堂等面積：278.70 m<sup>2</sup>

##### ○救護所

- ①むつ市民体育館（平成 27 年 6 月用途廃止）
- ②中央公民館(むつ地区) アリナ・講堂等面積：278.70 m<sup>2</sup>
- ③川内体育館(川内地区) アリナ・講堂等面積：952.00 m<sup>2</sup>
- ④川内公民館(川内地区) アリナ・講堂等面積：324.00 m<sup>2</sup>
- ⑤大畑体育館(大畑地区) アリナ・講堂等面積：972.00 m<sup>2</sup>
- ⑥大畑公民館(大畑地区) アリナ・講堂等面積：209.16 m<sup>2</sup>
- ⑦地域交流センター(脇野沢地区) アリナ・講堂等面積：463.54 m<sup>2</sup>

## 《評価基準》

- 救援物資等の備蓄、負傷者の受け入れとしてのスペース（※1）の有無
- 耐津波性能の可否
- 耐震性能の可否

※1：二次集積所として想定する必要面積

- ・ 救援物資集積所 約 1,300 m<sup>2</sup>（避難者 1 万人分を想定）  
（首都直下地震等に対応した支援物資物流システムの構築に関する協議会「首都直下地震等に対応した支援物資物流システム」における推計値より算出）
- ・ 救護所 約 200 m<sup>2</sup>（負傷者 100 人規模の収容を想定）  
（青森県地域防災計画における避難者 1 人当たりの必要面積より算出）
- ・ 指揮機能集中拠点 事務室スペース、会議室スペース等を活用

## 《救援物資集積所及び救護所の検証》

評価基準を踏まえ各施設の検証を行います。

- 救援物資集積所
  - ① 中央公民館 → スペース不足で、耐津波性能に問題あり
- 救護所
  - ① 中央公民館(むつ地区) → 耐津波性能に問題あり
  - ② 川内体育館(川内地区) → 耐津波・耐震性能ともに問題なし
  - ③ 川内公民館(川内地区) → 耐津波性能に問題なし・耐震性能は不明
  - ④ 大畑体育館(大畑地区) → 耐津波性能に問題あり・耐震性能は不明
  - ⑤ 大畑公民館(大畑地区) → 耐津波性能に問題あり・耐震性能は不明
  - ⑥ 地域交流センター(脇野沢地区) → 耐津波・耐震性能ともに問題なし

## 《救援物資集積所及び救護所の再検証》

検証結果を踏まえ救援物資集積所及び救護所の再検証を行いました。

### 検証結果

- 「むつ市民体育館」の用途廃止により二次集積所としてのスペースを有する施設が無い。
- むつ地区、大畑地区では、耐津波性能を有する救護所の確保が必要となっている。
- むつ市民体育館の用途廃止は、防災機能の低下のほか、市民のスポーツ振興や健康増進、子どものスポーツ教育向上などに影響を及ぼしている。

### 《脆弱性評価結果》

- 二次集積所機能(必要とするスペース、耐津波性能、耐震性能、指揮機能集約スペース等)を有する既存施設が当市に無い状況にあります。
- 「むつ地区」、「大畑地区」の被災者を合算して受け入れる救護所スペースの確保が必要です。

### 《施策の推進方針》

- 再検証及び脆弱性評価結果から、「救援物資の二次集積所及び救護所等の防災機能を有する施設」、「子供、高齢者、障がい者など多くの市民が利用できる施設（競技スポーツ拠点、健康づくりの拠点）」、「教育の向上に繋がる施策（むつ市の将来を担う子供たちのための施策）」の3つの視点から、防災機能の強化、地域戦略による地域振興を図るため、新体育館の早期建設を目指します。



## (2)地域災害拠点病院としての機能確保

### 【脆弱性評価】

#### 《機能確保の考え方（脆弱性評価の視点）》

- ・ 災害時、被災者の保護を図るためには、救護所等において応急的な措置を講じ、市内唯一の総合病院であり地域災害拠点病院である「むつ総合病院」が正常に機能しなければなりません。このことからむつ総合病院が「耐震性能を有する施設であるか」、「災害が発生しても医療提供機能を維持できるか」等の視点で、医療支援体制の再検証を行います。

#### 《対象とする施設》

- 地域災害拠点病院
  - ・むつ総合病院

#### 《評価基準》

- 耐震性能の可否
- 病院版 BCP(事業継続計画)の策定状況
- 救護班編成訓練の実施状況

#### 《脆弱性評価結果》

- 一部において耐震化整備が必要な建物があることから、耐震化整備に向けた取り組みが必要です。
- 災害時に医療提供機能が停止せずに、一定程度の医療提供機能が継続できる体制づくりとして病院版 BCP の策定が必要です。
- 救護班編成訓練については、年 1 回の市総合防災訓練において行われていますが、災害対応能力の強化を図るため、引き続き訓練を継続していく必要があります。

#### 《施策の推進方針》

- 耐震化整備に向け、計画期間内に基本構想・基本計画の策定に着手します。
- 病院版 BCP(事業継続計画)を策定し、災害時における医療提供体制の構築を図ります。

## 4 リスクコミュニケーション

### 持続可能なリスクコミュニケーション～「犠牲者ゼロ」を目指した全市民運動へ～

#### 【脆弱性評価】

##### 《地域防災に係るソフト対策の現状整理》

- ・ 本市では、平成 22 年に全ての自然災害に対応した「防災ハザードマップ」を作成。その後、居住地域における揺れやすさを示す「地震防災ハザードマップ」、東日本大震災による大規模津波を踏まえ津波浸水区域や津波到達時間などを反映させた「津波ハザードマップ」を順次作成し、ハザードマップの作成状況は 100%となっています。
- ・ ハザードマップの他、避難所マップも作成済で、全戸に直接配付し、転入者には転入手続きの際に市民課窓口による配布を行っています。
- ・ 防災訓練については、平成 17 年の市町村合併を契機に、地域住民、消防、自衛隊、警察等の防災機関及び日本赤十字社むつ支部などの各種団体の協力のもと毎年「総合防災訓練」を実施しています。  
訓練は、三方を海で囲まれている地域特性から、大規模災害により下北半島が孤立したことを想定した海路避難訓練や海中漂流者捜索・救助訓練等を取り入れており、各地区ともに港湾や漁港をメイン会場として実施しています。
- ・ 防災教育は、市内全小中学校で実施しているほか、民間事業者との災害時応援協定を結ぶことで、災害に対する備えに取り組んでいます。

##### 《重要業績指標》

- 一般住宅の耐震化率 65.7%(H26)
- ハザードマップ等の周知度 未把握(H26)
- 災害時要援護者支援制度登録率 33%(H26)
- 自主防災組織の組織率 8%(H26)
- 企業における BCP 策定率 未把握(H26)
- 防災情報提供サービス 開始済(H27)

## 《地域防災に係るソフト対策ごとの脆弱性評価結果》

### （耐震化対策）

一般住宅の耐震化については、現状の耐震化率は推計で約 6 割（H26）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要です。

### （ハザードマップ等に関する広報の強化策）

自然災害の避難範囲を示したハザードマップや避難場所を示した避難場所マップ等は全戸へ配布済となっています。各家庭における防災意識の向上のため、ハザードマップ等の活用について広報体制を強化する必要があります。

### （災害時要援護者支援制度）

災害時要援護者支援制度への登録率が 33%と低い状況にあります。災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がいのある方などが避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、災害時要援護者支援制度登録率の向上を図る必要があります。

### （自主防災組織の設立促進）

自主防災組織の結成率は、8%と低い状況にあります。共助の取組みとして、支援策を講じたり、市民の防災意識の向上に努めることにより、自主防災組織の設立を促進する必要があります。

### （企業対策）

大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業毎の BCP 策定への取組みが必要です。

### （防災情報提供サービスの向上）

災害時、市民や観光客などが最寄りの避難所へ避難できるよう、スマートフォンで避難所情報を確認できる「スマ保災害時ナビ」のサービスを H27 年 4 月から開始しています。

今後は、サービス開始後の情報内容の充実やアプリのダウンロード数の増加に努める必要があります。

## 《施策の推進方針》

### （耐震化対策）

一般住宅の耐震化の一層の促進を図るため、一般住宅の木造・非木造建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等について積極的な普及・啓発を行うとともに、現在実施している耐震診断補助制度の継続も検討しながら、耐震化に向けた取組みを進めていきます。

### **（ハザードマップ等に関する広報の強化策）**

各家庭における防災意識の向上を目指すため、全戸に配付済の各種ハザードマップや避難場所マップについて、周知度の把握や広報頻度の見直し、そして防災出前講座や地域懇談会の継続を図り、活用についての広報体制を強化していきます。

### **（災害時要援護者支援制度）**

災害時要援護者の方が災害時に避難誘導などの支援が迅速かつ適切に受けられるよう、市と地域の行政連絡員等が連携し、支援制度への登録の促進を図り、防災情報の周知徹底を図っていきます。

### **（自主防災組織の設立促進）**

自主防災組織の設立を促進するため、防災対策資機材の給付や防災出前講座の継続などによる組織率の向上に努めます。

### **（企業対策）**

大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するために、一定規模以上の事業所の現況把握と計画の策定を促進していきます。

### **（防災情報提供サービスの向上）**

スマートフォン向けアプリ「スマ保災害時ナビ」についての情報内容の充実やダウンロード数の増加に防災情報提供サービスの向上に努めていきます。

### **《重要業績指標（目標値）》**

- 一般住宅の耐震化率 65.7%(H26)→95% [H32]
- ハザードマップの周知度 未把握(H26)→100% [H32]
- 災害時要援護支援制度登録率 33%(H26)→50% [H32]
- 自主防災組織の組織率 8%(H26)→20% [H32]
- 企業におけるBCP策定率 未把握(H26)→50% [H32]
- 防災情報提供サービス サービス提供開始済(H27)

## 第5章 今後のスケジュール管理と課題整理（PDCA サイクル）

### 1 計画公表後の進捗管理体制（PDCA サイクル）及び公表時期

本計画内容に係る進捗管理及び公表は毎年行います。

公表時期は各年度の当初期とし、市の広報誌やホームページ等で行います。

### 2 地域防災に係る今後の情報提供

広報の頻度を2ヶ月に1回程度に改善することを徹底し、市民の防災意識の醸成を図ります。

市民満足度調査を活用し、周知度（認知度）に応じた広報手法の見直しを随時行っていきます。

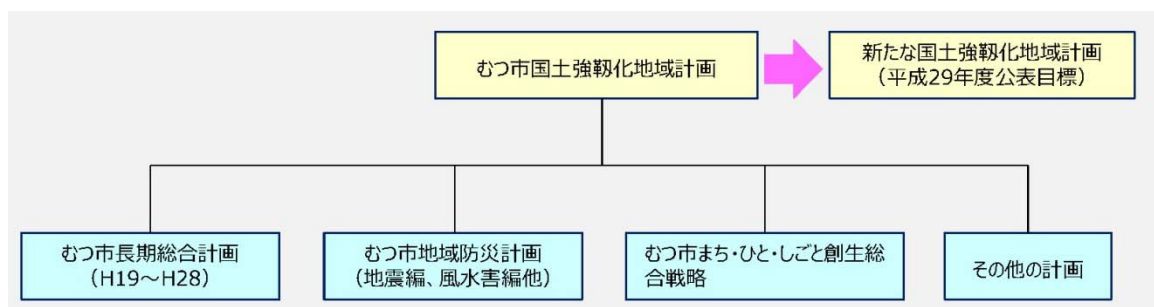
### 3 計画の見直し

本計画の見直しは概ね5年毎とし、他計画との調整により適宜見直しを行っていきます。

### 4 既存計画や今後策定が見込まれている新計画との調整

今回の計画内容は「4分野の優先的かつ着実な推進」と位置づけて公表したのですが、国土強靱化地域計画とは、地域防災計画はもとより、地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合的な計画よりもさらに「上位」に位置付けられるものとされています。すなわち、国土強靱化地域計画が手引きとなり、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していくものです。

今後、既存計画の見直しや役割分担の再編成、優先施策の決定などを庁内横断的に進め、市行政全分野を網羅する新たな国土強靱化地域計画の策定（平成29年度公表目標）を進めていきます。



## むつ市国土強靱化地域計画

発行／むつ市

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL 0175-22-1111（代表）

編集／むつ市総務政策部企画調整課